

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年1月18日（水）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）岩 崎 康 朗 （副委員長）大 下 哲 治
門 脇 一 男 国 頭 靖 戸 田 隆 次 中 田 利 幸
西 野 太 一 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【経済部】若林部長

[商工課] 頼田課長 上場商工振興担当課長補佐

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 山内課長補佐兼農政担当課長補佐

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 岡島総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 本干尾米子駅周辺整備推進室長
足立米子駅周辺整備推進室係長

[道路整備課] 伊達次長兼課長 瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

【農業委員会事務局】日浦事務局長

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 田村議員 塚田議員 錦織議員 松田議員 森谷議員
報道関係者6人 一般2人

報告案件

- ・米子市農業委員会委員の募集について [経済部]
- ・米子バイオマス発電所の騒音に係る対応について [経済部]
- ・がいなロード（米子駅南北自由通路）及び駅南広場の管理について [都市整備部]
- ・米子駅南駐車場・駐輪場の管理及び料金設定に係る方針について [都市整備部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○岩崎委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から4件の報告がございます。

初めに、経済部から2件の報告がございます。

米子市農業委員会委員の募集について、当局からの報告をお願いいたします。

山内農林課長補佐。

**○山内農林課長補佐兼農政担当課長補佐** 米子市農業委員会委員の募集について御報告をさせていただきます。

農業委員会の委員でございますが、平成28年4月の農業委員会等の法律の改正に伴いまして、農業委員会の委員を公募による応募者または推薦を受けた者の中から選考し、市議会の同意を得た上で市長が任命を行うこととなりました。それに基づきまして募集するものでございます。

現行の農業委員の任期が令和5年の7月19日までですので、それによりまして募集させていただくということでございます。このスタイルになりまして今回で3回目ということになります。スケジュール等についてでございますが、事前に案内させていただいております1月の20日から公募に入りまして、7月20日の辞令交付という予定でございます。

募集についてですけれども、裏面、一番最上段に記載しておりますとおり、米子市ホームページに掲載するとともに、農業者及び農業関係者、団体等へ周知を図ってまいりたいと思っております。新しく募集する農業委員の人数、業務内容、募集要件についてでございますが、これは現在の農業委員と一緒に変更等はございません。

説明については以上でございます。

**○岩崎委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。御意見、質疑等はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子バイオマス発電所の騒音に係る対応について、当局からの報告をお願いいたします。

頼田商工課長。

**○頼田商工課長** 本日は、米子バイオマス発電所につきまして、これまでの経過と現状、今後の対応策について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

お配りをしております縦型の委員会参考資料の1、騒音関係基準値の項目を御覧ください。米子バイオマス発電所が立地をしております和田浜工業団地は、工業業務の利便性を促進するため、昭和48年に工業専用地域に指定され、分譲が始まりました。そして、この工業専用地域というのは騒音に関する規制がない地域でございます。しかしながら、こうした用途地域の指定から約50年が経過し、工業団地を取り巻く環境も変化してきていることから、米子バイオマス発電所建設の際には、騒音や大気、水質などの努力目標値を定めた生活環境保全協定書で大篠津、崎津、和田の地元3地区と事業者、そして米子市の3者で平成30年7月に締結をしたところでございます。そして、当該協定書での騒音に係る努力目標値は、工業地域の基準値を参考に、昼間、夜間とも施設境界で65デシベルとなっております。

次に、横型の資料を御覧ください。発電所の試運転が始まりました令和3年9月頃から、住民の方から騒音に関する御意見をいただくようになりました。実際に、令和4年3月末までの試運転期間中は通常運転ではかけないような負荷や工程を行っており、一時的に協定値を超える騒音が発生したことを確認しております。そのため、試運転期間中は、本市

といたしましても適宜事業者に状況確認を行うとともに、近隣住民のお宅を訪問し、状況把握を行ったところでございます。

そして、商業運転が始まる前の令和4年3月からは、資料に記しておりますとおり、地域協議会や住民説明会を開催し、情報共有や対応策について検討を進めてまいりました。住民の方から寄せられた御意見は、資料の左中段に記載しておりますが、騒音に関すること、燃料を搬入する際に飛散する粉じんに関すること、夜間の保守照明に関することが大半でございました。

この間、事業者においても、騒音対策では蒸気の流れや機械効率の改善、発生源付近への遮蔽物を設置するほか、配管へ鉛を巻くなどの低減措置を施し、商業運転が始まった令和4年4月と、そこから半年が経過した10月を比較してみますと、約5デシベル程度は発生音が低減するといった結果になっております。また、燃料搬入時の粉じんにつきましては、搬入口にのれん状の遮蔽物を設置したほか、集じん機の増設が令和4年5月に行われました。このほか、12月には横風対策として搬入口横に壁を設置されたところがございます。また、夜間の保守照明につきましては、商業運転前に必要最低限の照明点灯へ改善され、現在ではこの種の意見はなくなっております。このように、事業者におかれましても課題に対し継続的に対応をいただいているところですが、やはり24時間操業ということもございまして、夜寝られないという訴えを地域住民の方から引き続きいただいている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、5月の地域協議会の場で、事業者より、近隣の美保ヶ丘と崎津6区の2自治会に対しまして、寝室等の窓を二重サッシに替える個別補償の提案があり、それを協議会で了承したところでございます。具体的な手法といたしましては、補償対象の取りまとめは各自治会で行い、事業者と各自治会間で覚書を交わすこととなりました。取りまとめ状況は、美保ヶ丘の対象件数が29件で10月末に、崎津6区が28件で9月末にそれぞれの自治会と事業者が覚書を交わし、順次サッシの取替えが行われているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、本市といたしましても、これまで市に寄せられた意見や協議会、住民説明会を通じて、周辺住民の方々の生活環境を改善していかなければならない状況にあることや、プラント建設前に想定されていた周辺地域の騒音レベルを超えている状況があり、その対応について短期間に一定の成果を上げる必要性を認識しているところでございます。

一方、事業者につきましては、協定書の努力目標値を遵守しながら課題への対応策を継続的に実施するとともに、個別補償に着手されるなど、近隣住民の生活環境の改善に向け取組を進められているところであり、その促進を図るため、本市も事業者とともに取り組んでいきたいというふうに考えたところでございます。

具体的には、各自治会で取りまとめられた個別補償の条件に少し違いがございますため、改めて共通の条件を設定した上で再調査をしたいというふうに考えております。対象条件につきましては、赤字で枠囲いをしておりますが、発電所からおおむね500メートル以内に建っている住宅で、発電所からの騒音が住宅敷地内で昼間55デシベルかつ夜間45デシベルを超える住宅と設定をいたしました。このデシベルの基準は、環境省の主として住居の用に供される地域に維持されることが望ましいとされる環境基準を参考として用い

ております。こうした条件を満たし、サッシの取替えを希望される住宅を再調査し、これを第2期分といたしまして既に補償対象となっている第1期分の57件と合わせ、その必要額の2分の1を米子市で負担したいというふうに考えております。

次に、補償の規模についてですが、縦型の委員会参考資料の2、補助事業の概要を御覧ください。これまで、近隣2自治会で取りまとめられた、いわゆる第1期分は57件で約3,800万円程度でございます。この実績を基に、第2期分で追加となる件数を15件程度と見込んだ場合、所要額は1,100万円程度で、補償の合計額は4,900万円となりまして、市の負担は2分の1、2,450万円を見込んでおります。

次に、負担金の流れといたしましては、第1期分と第2期分の補償を事業者が各自治会等を通じて行った後、所要額の2分の1をまとめて市は事業者へ支出することを想定しております。その歳出予算は令和5年度の当初予算に計上する予定としております。

最後に、参考といたしまして、10月の末から11月の初めに発電所周辺の騒音測定値をまとめた資料をお配りをしてしております。黄色の円が発電所から半径500メートルの範囲となります。四角内の上段が測定日の午後、下段が22時以降に測定をした結果でございます。発電所近くの数値は、生活環境保全協定の努力目標値である65デシベルを下回っております。また、半径500メートルの付近では、環境基準をも大きく下回る結果となっておりますが、ただ、これは測定日の結果にすぎませんので、天候や風向き等ではそういった数値が変動することが想定されるため、調査の際には改めて測定を行うとともに、市といたしましても継続的に測定を行っていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

**○岩崎委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。挙手をお願いします。

国頭委員。

**○国頭委員** これは1期分ということと、それから2期分ということですけども、1期分の57件と2期分の15件っていうのはかぶってないということですよ。1期分で足りないところを2期分で再調査して15件追加ということですね。

**○岩崎委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** このたびの再調査の対象は、1期分で対象になったところを除いたところを想定しております。

**○岩崎委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 1期分は確定しておってってということですけども、これはいつ頃工事をされる予定なのか、2期分も含めていつ頃これは予算が通ればしていくのかっていうのは分かるんですか。

**○岩崎委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** 1期分につきましては、美保ヶ丘が6割程度既に施工が終わっているというふうに伺っております。次に、崎津6区につきましては、28件中今26件終わっているというふうに伺っているところでございます。

2期分につきましては、現在対象となる住居というところを今、地元と一緒に調査を進めているということでございます。この第2期分の施工につきましても、準備が整い次第施工していただきまして、ひとまずは事業者のほうはその金額、必要な金額という

のは全額負担をされると。その後に事業者と市とで覚書を交わしまして、そちらのほうに2分の1の負担額を支出するという部分でございます。

この予算額につきましては、先ほど申し上げたように令和5年の当初予算ということになりますので、私どものほうから事業者に払うのは来年度ということになるかというふうに思います。以上です。

○**岩崎委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 分かりました。1期分については大分既に工事が終わっているということですが、その辺り、終わったところっていうのの感想っていうか、効果っていうのは聞いておられるんですか。

○**岩崎委員長** 頼田商工課長。

○**頼田商工課長** カタログ表示になるかとは思いますが、例えば二重サッシの効果としては、やはり15デシベルぐらい下がるというようなところがございます。実際に施工されたところにつきましては、やはり大分低減してるといような御意見は伺っているところがございます。

○**岩崎委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 分かりました。今回、米子市が半額補助するっていうことですが、これは、市が当初土地を買収して、米子市もしっかりとかんだ誘致だったので補助するっていうこと、補助する考えとしてはそういったことでいいのでしょうか。

○**岩崎委員長** 若林経済部長。

○**若林経済部長** 今回のバイオマス発電所の進出に関しては、進出の意向があって協力要請がありまして、米子市も来ていただいたという流れがございます。その上で、先ほどの説明の繰り返しになりますが、都市計画上では騒音の規定がない区域で、その上で地域の皆さんと24時間運転するというので、65デシベルで協定を結んだわけがございます。その数値を遵守している状況の中で、まだまだ思っていたのとは違うような状況で寝れないということがございましたので、直ちに協定違反とかいうわけではない中で、本来ならこれだけの回数を開かないわけですが、毎月のように協議会を開きまして、同時進行で事業者は当然発電所のほうの、本体のほうの騒音を抑えていくわけですが、家のほうの騒音の対策のほうも同時進行で早く進めたいということがございまして、そちらに関しては米子市も一定の役割が果たせるんじゃないかということで、このたびそれを推進するために2分の1負担して、早急にそちらのほうを解決したいということでございます。

○**岩崎委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 分かりました。市議会におられた前原さんとかですね、質問の中で、本当に夜中の低周波っていうか、音だけでないものもあるのかもしれないんですけども、そういった近くに住んでおられる方じゃないと分からないような夜中の音なり振動なりの被害っていうのは、やってみないと、対策してみないと分からないところはあると思います。そういった方々の不安解消っていうか、になればと思っておりますので、しっかりと市も取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望ということでお願いします。

○**岩崎委員長** ほかにありませんか。

中田委員。

○**中田委員** 状況は分かりました。それで、冒頭からあるように、工業専用地域で、締結

時でも65デシベルっていうので結ばれたものですよね。それで、地元としてはその65デシベルっていうものが、どのぐらいの自分の日常生活に対して影響するものかっていうのはなかなか分からない中での数値設定だった可能性もあるし、それから、要するに生活環境として慣れてないっていう状況下だと思うんですよね。慣れてる部分が、例えばすぐ近くに工業団地もありますけど、もっと騒音出しているところはあるはずなんですよ、昼間だったらですよ。そういったこれ、夜、昼の測定されてますけど、じゃあほかの経済活動やほかの事業所が出している音と比較してどうなのかっていうことの公平性とか、いろんな問題が本当はあると思うんですよ、厳密には。もっと言うと、例えば米子駅周辺のところなんか夜中じゅう音は出てるわけですね。でも、長い生活っていうか、流れの中で、それに慣れているっていうところの中で、もう騒音として感じない部分っていうか、もう慣れてしまっているっていうところも実際にはあるわけですね。

ですから、今のこの一定期間の特例的な、これが当たり前になってくると、じゃあほかのところ、ここはどうなんだ、あそこはどうなんだっていうことになってしまって、事業活動にも影響が私は出ると思ってまして、とりわけ夜間の慣れていないっていうことについての措置として了解をしておきたいと思うんですね。じゃないと、本当に工業専用地域に建てて、そういった市の経済的な牽引力にもなっていくようなほかの事業所にしても、下手をすると大きな影響が出てくる。そのときにじゃあどうするんだ、公害として扱っていくのかっていう話にもなるような素材だと思うので、要するに慣れていただくまでの、将来的には多分住宅なんか、今の新たな住宅なんていうのはすごく高密度になってきて、気温もですし、騒音もですし、随分違ってきていると思うんですけど、時代の流れによってはそういったことも将来的には慣れとともにできてくると思うので、現時点での対策っていうか、としては私は了解しておきたいと思います。これは私の意見です。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

門脇委員。

**○門脇委員** 先ほどから説明いただきまして大体分かりました。了解するところでございますけど、ちょっと説明の中でもう少し教えていただきたいなというところがありますので、質問したいと思います。

議会の中でも米子バイオマス発電所についてはいろいろ質問が出てまいりました。今日、説明をいただきました中で、まず、資料の左側の下のほう、特に騒音に関してですけども、今近隣の住民の皆さんは非常に心身的っていいですか、健康被害に苦しんでおられるところですけども、やはり一番元となるところを、やっぱり騒音を低減していただくっていう努力をしていただかないといけないと思っておりまして、今ここの資料にはいろいろ発電所での対応が書かれております。

それで、発電所での対応として、4月時点と10月時点では5デシベル程度の低減と、こういう説明がございまして、これっていわゆる発電所のどこのところが何デシベルから何デシベルに下がったっちゃうところが分かりますでしょうか。

**○岩崎委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** この5デシベルといいますのが、10月の地元説明会のところで事業者からも説明があったところではございますけれども、例えば米子市の環境政策課のほう境界地で測りました数値といたしまして、令和4年の2月、まだ商業運転前でございます

けれども、このときが大体昼間で63デシベルという数値が残っております。これを9月の8日の昼間で測ったときに約60デシベル弱というところの数値が残っております。こういったところで、例えば米子市の環境政策課が定点で測りました境界地のところですが、これは崎津6区側でございますが、そういったところでも3デシベルあるいは4デシベルは下がっているというのが9月の上旬でございます、そういうところがございます。以上です。

**○岩崎委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** そこで、発電所のほうでもそういうふうに対応をしていただいておりますけれども、やはりそういう努力は常にさせていただきまして、さらなる対応ができないかというところも米子市のほうからもきちんと要望させていただきまして、お互いにそういうところを話し合いながら、じゃあどっかできる、もっと騒音を下げような対策ができないのかというのは常に考えていっていただきたいと思います。

それから、次に、右側ですけども、各自治会の取りまとめ状況っていうのがここ書いてありますけど、対象が美保ヶ丘と崎津6区となっておりますけど、29件、28件となっておりますが、この一番基となる対象、何件あって例えば29件対応した、それぞれ美保ヶ丘29件、崎津6区28件となっておりますけど、この基の数字って、件数っていうのが分かりますでしょうか。

**○岩崎委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** 分母というものは私どもはちょっと把握をしておりません。ここに書いてあります条件で各自治会のほうで取りまとめられた件数がこれということの結果のみを把握してるところでございます。

**○岩崎委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。じゃあ、例えば発電所に近隣のところでも、あまり健康被害的、眠れないとか、そういう方もいらっしゃるだろうし、自分ところはあまり影響ないよって方も当然いらっしゃると思うので、必ずしも近隣のところ全てがっていうことではないわけですね、それは。そういうところ分かりますか。

**○岩崎委員長** 頼田商工課長。

**○頼田商工課長** 近隣のところを地元の方が回られて、こういった二重サッシの補償について希望をされる所というふうに伺っております。

**○岩崎委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。それから、次、米子市の対応としてこの2期分ですけども、先ほど国頭委員からも質問がございましたけど、これ読むまではこれで終わったのかと思って今日ちょっと説明聞いたんですけど、調査、今進行中ってことですよ、そういうことですかね。

**○岩崎委員長** 上場商工課商工振興担当課長補佐。

**○上場商工課商工振興担当課長補佐** 現在、商工課のほうで第1期の補償の対象になっていない方のお宅に今回らせてさせていただいている、ちょうど今進行形になっておりますが、そこでヒアリングも兼ねまして、あと、調査のお願い、あくまでも希望される住宅ということですので、そういったところの周知を近い住宅から回らせていただいているところになっております。

○岩崎委員長 門脇委員。

○門脇委員 期限を切っておられるわけですか。いつ頃までに調査してくださいみたいなところがあるのでしょうか。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 現在回らせていただいている御案内文書には1月末ということを見せていただいておりますが、あくまでも天候ですとか、調査にはなかなか、今、雨予報ですとか雪が降る予報もございますので、天候に左右されるところがございますので、1月末ということに記載をさせていただいておりますが、それ以降でも対応をさせていただくというような御案内をさせていただいております。

○岩崎委員長 門脇委員。

○門脇委員 次、2ページ目の地図に黄色い円が書いてありますけども、あくまでも対象となる場所は美保ヶ丘自治会と崎津6区自治会ということで、この円の中、和田の部分もありますし、崎津の場合5区の部分もありますけど、ここは取り除いて崎津6区と美保ヶ丘、この2地区ってということで理解していいのでしょうか。

○岩崎委員長 頼田商工課長。

○頼田商工課長 第1期のものはこの2地区だったわけですが、2期につきましては、500メートルの範囲かつデシベルの条件というふうに定めてますので、基本的にはこの黄色い円全体が対象になろうかというふうに考えております。

○岩崎委員長 門脇委員。

○門脇委員 ということは、確認ですけども、和田地区も、例えば崎津の5区の地区も入るといふことよろしいでしょうか。

○岩崎委員長 頼田商工課長。

○頼田商工課長 条件に合致すればそのとおりでございます。

○岩崎委員長 門脇委員。

○門脇委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○岩崎委員長 ほかは。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、今の門脇委員の話で、500メートル以内のところにお住まいの全戸に取りあえずはお声がかかるという理解でよろしいですか。再度です。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 現在は発電所から近い住宅のほうに直接訪問をさせていただいて、御案内をさせていただいているところと、あとは並行しまして、回覧ですとか、とにかく周知が行き渡るような形で御案内をさせていただく予定ということにしております。基本的にはできる限り回らせていただいたり、自治会の方の御支援いただきながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○岩崎委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私、この対応については了解をさせていただいているところですが、やっぱり全てに条件を満たしていらっしゃる御家庭にはきちっと意向を確認していかれるということを徹底していただきたいということは要望しておきたいと思っております。

そして、説明の中にもありました、今回は騒音に対する対応ということで御説明いただい



てるんですけれども、主な相談や苦情内容には騒音以外にもあるわけですね。そういったことに対しても考え方が、中田委員もおっしゃいましたけれども、どこまで市が関わっていくのかというところに対しまして、今後お考えがあるのでしょうか。騒音というところに対して、今回の特別な対応をされているという理解でいいのでしょうか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** このたび我々のほうが予算を使って対応するのは、あくまで生活環境、市民の皆さんのですね、これを早急に対処しなければならないという部分で、住民の皆様住宅のほうに対応する部分に関しては我々の役割として一定のことをしたいと考えておりますが、当然発電所の中の粉じん対策とか、そういうことに関しては事業者のほうで、現在も横壁を造っていただいたわけですが、それでまた結果として不十分であればさらに我々もお話をさせていただくということで、そちらは事業者負担でやっていただきたいと考えております。

**○岩崎委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** その区分けといいますか、それは大事なところだというふうに思っております。生活環境の市民お一人お一人の生活を守っていくという視点で市がこのたびの対応を取られていくというところだと思いますので、今後騒音というか、生活環境に対して様々な相談があったときには、市はいつでも市民の側に立ってお話を聞きますよという姿勢もぜひ回っていかれる中で発信をしていただきたいと思いますというふうに要望しておきます。以上です。

**○岩崎委員長** ほかにございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** るる皆さん方の御意見を拝聴いたしました。そこで、私の意見とすれば、今部長さんがおっしゃったように、住民生活の安心担保をするんだと。まずもって基本的にこの内容については、まず住民生活の安心・安全を確保するためにこの対策は講じていかなければならないと、私もそういうふうに同調しております。そういう、了としておりますが、しかしながら、中田委員さんと同じような意見を持ってまして、この事例をつくっていった場合には波及が結構あるのであろうなというふうに危惧する部分もあります。

そういう中で、この公害防止協定を締結されておられるわけですが、甲が設置者で乙が地元だろうと、丙が恐らく本市がその締結の内容に名前を連ねておるだろうなというふうに私は理解するんですけれども、改めてその本市の考え方、この役割、公害防止協定のどのような踏まえ方をしてこの事業を進めていくという、まずもってその考え方を伺っておきたいと思う。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 公害防止協定につきましては、委員が御説明いただきましたとおり、我々は丙という立場で、立会人という状況でございますが、やはり協定書の中で協議会を進めていく上で、今回のケース、冒頭にも申し上げましたように、工業専用地域には数値がない、その上でこの協定書で65デシベルを決めているわけですが、これは遵守されているということで、協定書に違反している状況ではない中で、やはり皆さんの生活環境が想定外に、先ほどの慣れとかということのお言葉もありましたけど、畑で非常に静かだったので、そういう寝れないという状況が生じたので、その協定書の中を守られてもこ

ういう状況なので、これを短期間でいかに皆さんが安心して生活できるようにするかという特別な事案だという考えで、今回こういう方向で話をまとめたいということで協議をしてきたところでございますので、あくまで特別なケースだと考えております。

**○岩崎委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そこで、部長からはそういう、るる説明があったんですけども、やはり特別なケースで対応したいという観点はよく理解するんですよ。しかしながら、市民からすれば、公的資金を投入していくことや、そういうふうな背景を十分に理解していただかなきゃならない。だから、こういうケースが出てきた結果であって、これからガイドラインというような、そういうふうなものを本市が定めて、ある程度基準を持ちながら対応していかなければならないという観点も私はこれから求められてくるだろうというふうに考えておるんですが、その辺はいかがですか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 今委員さんから御指摘がありましたとおり、都市計画の用途地域の指定というのは、工業専用地域がありましたら大体隣接に工業地域、その隣接に準工業地域というように、グラデーションをかけるような規制が、これが教科書どおりみたいな状況だと思います。今回のケースでいきますと、隣接が市街化調整区域ということですね、状況が違ったということがあります。

このたびのケースがありましたので、我々はこれから新たにもし誘致するようなことがあれば、こういう結果も踏まえて、当然相手方と事前にお話し合いをしていくという勉強させていただいた案件だと思いますので、それは今後に生かしていきたいと考えております。

**○岩崎委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私もいろいろこの件について検討させていただいたんですが、先ほど申し上げましたように、やっぱり近隣住民の方々の生活上の安心・安全は守っていかなければならない。その責務はやはり米子市にもあるのではなかろうかなというふうに私は理解しておるんですが、もう一つがやはり雇用の拡大、雇用の確保、事業の進捗性とスムーズにいくというような観点からの支援というのは本市にも求められておるだろうなというふうに私は思っておるところでして、この事業については、大変ですけども支援をしていかなければならないというふうに私は考えております。

もう一点、先ほど私も言おうかなと思ったんですけども、やはり二重サッシをもう既にされたら、その効果がどれだけあったのかということ、やはりこの資料にきちっと明文化されて、説明を果たすべきだと。そういうふうな大きな効果があったなら、この効果に準じて事業を進めていくんだというような材料にしていかなければならない。その辺は丁寧さが欠けておるといふふうに私は思いますよ。そういうことを、意見を申し上げて、住民生活が大変であろうというふうに思いますので、この事業については進めていただきたいというふうに思います。以上です。

**○岩崎委員長** 又野委員からも手が挙がってましたね。

又野委員。

**○又野委員** もしかしたら繰り返しの答弁になるかもしれませんが、私のほうからは、これまで、当然、この騒音対策っていうのはしなければならぬという立場から聞かせてもらってますけれども、この問題が出てきたときに、市はどのように対応するんだと

いう質問とかがこれまで議場でもあったと思うんですけれども、住民の方と事業者との間に立って、先ほどですと立会人という言い方がありましたけど、調整するですとか、そういうような言い方をされてたと思います。ということは、これまで市のほうでそういうお金を出すつとかっていうふうな格好はされないのだと思ってたんですけれども、これまでとちょっと違った考え方になると思うんですけれども、そういう視点から、なぜこのように対応が変わったのかっていうところを聞かせていただければと思います。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 騒音対策についてでございますが、これは発電所のほうで対応して、直ちに低減すればそれが理想だと思われま。それが結果として、先ほども説明いたしましたとおり、まだ5デシベル程度下がって、想定された騒音値より高いところが残っているという状況の中で、まだこれからも取組はしていただくことになろうかとは思いますが、約1年になってしまうような状況で、住民の皆様の生活環境はできるだけ早くまず安心して寝れる状況をつくりたいというふうに考えたので、我々としてはそこを促進するために一緒になってやりたいということで判断したところでございます。

**○岩崎委員長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、発電所内のほうは事業者のほうが当然されることはされるんですけれども、住民の生活環境をこれは守っていくためっていうことで、もう何度かこれまでも今回のやり取りの中で答弁あったんですけども、それを基本的に早急にするためにっていうことが主な理由ということでよろしいのでしょうか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 寝れないという状況が続いておるということなので、早急にするために我々も一緒になってやりたいと。それと、先ほどから繰り返しになりますけど、事業者のほうも協定値は守っておられるという中で、前向きに取り組まれるというところがありますので、それを応援しながら早急に解決したいというところでございます。

**○岩崎委員長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、早急にするためにはどうしてもこれが必要だということで理解してよろしいのでしょうか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 事業者側も想定以上にこの事業を推進していただけるという取組をされてますんで、一緒にやりたいということでございます。

**○岩崎委員長** 又野委員。

**○又野委員** それと、これまでの協定書内での基準値ですとか、もともと工業専用地域には、そういう基準が騒音ではないというところで、それでも事業者が対応しておられるっていう話なんですけれども、ただ、今回、環境省の住宅地域の基準に合わせて、昼間ですと55デシベル、夜間だと45デシベルという基準を今回は採用されて、その対応をされると。この何十年間の間に周辺環境が変わったということ先ほど最初の説明のときにありましたけれども、それを考えると、最初にこれ、今から言ってもあれかもしれないですけども、造られるときに環境がもう変わったからということももう言われてた以上、やっぱり住宅地域の基準を採用したほうがよかったんじゃないかと私は思うんです。実は私の自治会の範囲内にも工場があつて、準工業地域ってそこになってるので、その基準で

当初やってたんですけれども、少し前に、ここの地域は実質住宅地域だと考えるかといったら、やっぱりそうだっていうふうに言われたので、それだったら実際には住宅地域だって言われるんだったら、そっちのほうの基準でやるべきなんじゃないかっていう話をやっぱりやり取りをしたことがあるんですよね。ですので、幾らその土地の部分が工業地域だとか、準工業地域だとはいえ、実質もう住宅がすぐそばにあるとあってなったら、元からも住宅地域だとして、そういう対応をしなければならないんじゃないかと思うんですけれども、先ほど今回の経験を踏まえて今後対応していきたいっていうふうに部長も言われましたけれども、そこら辺のことも今後は考えられるということでもよろしいのでしょうか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 都市計画の用途地域に定められているものに関しては、あくまでそれは都市計画の用途地域で定めている値だと思います。今回のケースは、24時間営業されるということで地元と話合いをする中で、65デシベルで、なおかつ、皆さん方のところは45とか、夜間はですね、55、日中が、そうなるだろうというような話合いをされてたという、そういうふうに想定されて話し合いされた結果に対して対応するというものであって、これをもって米子市中の市街化調整区域がそうなるわけではないという考えでございます。ですから、これ特別な話合いの経過があった上でそういう対応をすると。ただ、先ほど戸田委員さんとかでお答えしましたように、今後、そういうどういうふうにするかっていうことになれば、こういうことがあるんだということを想定して、隣接の地域の方にきちんと御説明するということが必要だろうかと、それで了解が得られるか得られないかということだと思いますので、こういう協定を結ぶときには、当然、そういうところに十分配慮した対応をしていきたいという答弁をしたつもりでございます。

**○岩崎委員長** 又野委員。

**○又野委員** 市街化調整区域だからって言われましたかね、ちょっと言い方ははっきりしないので、そこら辺は申し訳ないかもしれないですけども、実際に離れていけばいいんですけれども、住宅地がですね。やっぱりこれって、もう隣接してる状況が、もう建てる時分から分かったことなので、そこら辺は米子市としても本来であれば立会人として、その関係をしていたわけでありまして、本来、住民の立場に立てば、やはり住宅地域としてここは考えるぐらいの対応をしてほしいというような立場に立つべきだったんじゃないかなという意味合いといいますか、そういうことで聞いたんですけども、そういうようなことはなくて、あくまでも住民と事業者との話合いでそこは決めてほしいっていう立場に立つんでしょうか。

**○岩崎委員長** 若林経済部長。

**○若林経済部長** 騒音の規定の話しているところがちょっと違うと思うんですけど、私が御説明してるのは、工業専用地域の中はそういう規定があると。今回のケースで補償のほうに対応しようと言ってるのは、こちらは市街化調整区域なので、そこを住居地域のようにするかどうかということに関しては、実際65デシベルにするときに、住居があるという想定の下に65に境界線のところを落としたり、調整区域のほうは住居があるエリアのように想定されるような音になるでしょうということで、既にそれはやった上で協定書を結んだわけですよ。結んだ上で、その数値が思ったようになっていないから今回対応しますということで、そういうことで特別に今回は対応をすると。それと、先ほどの質問

された中で、現況が準工業地域の中に住居があるからといって、それは準工業地域とか、工業地域というのは、従業員宿舎とか、そういう方がお住まいになるために、そういう用途が指定してあるわけで、そういうところは工業専用地域に隣接しておれば、当然、そこそこの音がするというを想定した上で住宅を建てられているわけですから、それに関して同様の見解を持つわけではございません。

○**岩崎委員長** 又野委員。

○**又野委員** 当然、従業員ですとか、元から工場があるようなところのそばに新たに建てられる場合は当然それ対応するのはおかしい話だと思いますんでいいんですけども、元から家があるところに工場とか、こういう発電所を建てられる場合は、やはり周辺の住民の皆さんの環境をやっぱり悪化させないように、どのようにしたらいいのかっていうことで考えれば、やはり住宅地域並みの考えでやっぱりしていくってことを考えていかなければならないんじゃないかなと、私のほうは思っております。

最初の説明のときに、想定より騒音レベルを超えていたっていう話があったんですけども、最初の環境アセスの数字が想定ということだとは思うんですけども、そういうのを本当は、ここ悪い、悪いっていうか、最大値のほうを本当は想定しなければならないとは思うんですけども、その想定を超えていたことの何か責任といいますか、その根拠とか、それに対してはどこが責任を負うのかっていうところをちょっと教えていただければと思うんですけども。

○**岩崎委員長** 若林経済部長。

○**若林経済部長** ちょっとそこの責任論というのは、私には問えないなと思っておりますが、あくまで推計されたものがこういう結果が出たということなので、それに対処することしかないとします。

○**岩崎委員長** 又野委員。

○**又野委員** ただ、その環境アセスとかで判断をやっぱり住民の方はされると思うんですよ。それが実際違っていたってなったら、住民の方はやっぱりどこに、やっぱり事業者に言うとなったら、本来は事業者には責任があるっていいんでしょうか。

○**岩崎委員長** 若林経済部長。

○**若林経済部長** ちょっとそれについて私のほうでお答えはできないですね。

○**岩崎委員長** 又野委員。

○**又野委員** 当初もこの環境アセスメントに対して、それで本当に大丈夫なのかっていうことは共産党の市議団としても言ってきたところもありまして、やはりそこら辺の環境アセスを徹底、本当にどのような状況になるのかっていうのがはっきり分かるようなものにしていただかないといけないと思っておりますんで、そういうような想定を超えるとかっていうようなことで、結局このようなことが起きてるわけですから、そのようなことがないように、何とかそこら辺頑張ってもらいたければと思っておりますんで要望したいと思います。以上です。

○**岩崎委員長** 中田委員。

○**中田委員** ちょっと確認も含めてみたいな話になると思うんですけど、基本的には事業者と住民との協定に市が寄り添っている形ですよ。ですから、さっき責任論っていう話が出たけど、基本的にその協定の誰が責任を持つかっていっても、これ協定なので、甲乙

と両方に責任があるはずなんです。基本的にそれで妥結してるわけですからね。ですから、その中で、先ほど部長も答えられたように、今後この経験を踏まえて進出してくるようなところに、例えば対応していく中で、こういう事例もあったので、例えばそこら辺も踏まえて公害防止協定を結ぶ際にはそういう観点も踏まえてくださいよとか、例えば。そういった情報提供する立場であって、基本的に協定っていうものはどういうものなのかって考えると、私はそのどっちかに責任があるっていうよりは、協定っていうのは双方に責任があると思ってますけど違いますかね。

○岩崎委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 協定書という意味では、委員おっしゃられるとおりでと思います。ただ、その点を論点にして物事を解決すること自体が、これが解決できるのかなと思っておりまして、我々としては協定書は遵守されている中で事業者と一緒に解決する手法を協議会の中で話し合っ、こういう形で事業者のほうが発電所の中を当然やっていただく、今回は生活環境が著しく寝れないという状況が続いているものを、これに関しては想定以上の事業者のほうも対策を取られるということなので、じゃあ、そこ一緒にやりましょうというようなことを話し合いで決めたということでございます。

○岩崎委員長 中田委員。

○中田委員 これで終わりますけど、まさにそこだと思ってまして、冒頭に私、慣れの問題も含めてっていう言い方しましたけども、65デシベルっていうのが、どう自分の生活に影響するかの想定、要するに自分の生活環境のところには65からどのくらい下がるかっていう想定も臆測というか推測なので、それが実際やってみたら生活に影響したっていう事実があって、それに対して事業者も協定を遵守された範囲内ではあるんだけど、現に眠れないとかっていう市民がいるので、そこに市が寄り添うということだと私は理解しておりますので、ですから、ただし、その寄り添い方にしても、市が何か責任を持って、この公害として捉えて当たるということではなくて、この事象の中でそこになかなかうまくいってないところに寄り添うということだと思いますんでね、そういった形で対応していただくことと、それから今後については先ほどあったとおり、情報提供としてこの事例を生かしていただくということを要望しておきたいと思います。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 何よりも和田浜工業団地の住民が安心して睡眠できるような対策を早急にしなければいけないことを踏まえれば、今回の対応を理解します。

そして、質問したいのが、補助経費が1件当たりおよそ70万円、全体で4,900万円かかり、企業側と本市が半分ずつ負担するということですが、この場合二重サッシの施工業者の選定は、1期分は半分ぐらい終わっているっていうんで、二重サッシの施工業者の選定は企業側がしてるんですかね。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 第1期分におきましては自治会のほうで取りまとめをされておりまして、自治会のほうで業者のほうを選定をされているところでございます。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 そうですね、市も半分税金負担するということなので、第2期ですね、入札

なりなんなりするなり、やはり市がお金を出すということは、やっぱりその辺は二重サッシの業者も入札で決めていただきたいっていうのが自分の要望です。どうでしょうか。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 第2期分が第1期分に準じてというところで、この補助制度、負担の制度があと総額を負担をさせていただくというものになっておりますので、やはりその辺り御説明できるような形で、いま一度、第1期分まだ終了しておりませんので、その辺りも含めて検討させていただきたいと思います。また、3月議会のほうで、またその辺りも御説明をさせていただきたいと思いますので、そのように考えております。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 その二重サッシの施工業者なんですけど、今やられてるのは地元の事業者でしょうか。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 伺っておりますのは、自治会の中に業者もいらっしゃるったり、基本的には市内事業者の方というふうに自治会長のほうからはお聞きしているところでございます。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 できるだけ地元の事業者をよろしくお願いします。

二重サッシをして皆様から御意見あったけど、その反応とかあるんですが、この二重サッシをした後に、事業者と自治会で覚書ですね、これ締結したと書いてあるんですけど、この覚書の内容っていうのは、その二重サッシの、取りかかって二重サッシしてくれて、さらにそれでも、あれ、まだちょっと眠れないとかなった場合の覚書というか、そういったことって、それでまた市が半分出すとか、そういうことっていうのは、この覚書っていうのは米子市にとってまたお金を出さなければいけないということになるようなことはないでしょうか。

○岩崎委員長 上場担当課長補佐。

○上場商工課商工振興担当課長補佐 第1期分の覚書につきましては、正確に全ての内容を実は把握しているところではございませんけども、原則、今回手を挙げられて対象になられた方は、もうその後の対象には今回の覚書には、対象に今後はないというふうな、二重サッシにおいてはならないというふうな内容になっていると伺っているんですけども、今回の件に関しましてはそういったことになってるんですが、今後につきまして、例えば今回、市のほうで、例えば対象にならなかった方に対しましては、今回訪問させていただいて意向を伺う形にしておりますので、2期目は、まず漏れがないようにというところをまず主眼に置きながら対応させていただくというところになっております。基本的には1回施工された方、もしくは御自分でされてる方もいらっしゃるんですけども、そういった第1期の対象になられた方以外の方には声かけをさせていただいているところですので、できるだけ広くそういった支援で騒音対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 かしこまりました。以上です。

○岩崎委員長 ほかありませんか。

又野委員。

**○又野委員** すみません、再度ですけれども、協定上では確かに住民と事業者っていうのは対等な立場ではあるんですけれども、やはりその中身についてどれだけ知っているのか、専門性っていう意味でいえば、事業者のほうがどうしても、そういう専門的には優位性があると考えています。65デシベルがどれくらいの騒音なのかなかなか分からないっていう住民の皆さんは、先ほどから話がありますけれども、そういう意味でも住民の皆さんはどうなるのか分からないという点がたくさんあると思うんですよね。そういうことを考えると単純に対等というふうにはならない部分もあるのではないかなと思ってまして、やはりそこら辺は住民の皆さんの立場に立って、実際どういうことになるのかっていう様々な情報をやっぱり提供していくことが市としては大事ですし、本来事業者としてもこういう対策するから大丈夫ですって言われると、周辺の住民の皆さんって、ああ、そうなんだって単純に思ってしまいます。結局、実際その工場や発電所が建ってから、いや、そうじゃないじゃん、ああ、そうになってないよっていうことが起きるっていうのは、もう全国的にも、先ほども言いましたように私の自治会のところでもそういうことは実際に起きているわけです。ですんで、協定書があるから、今回はちゃんと住民の皆さんに寄り添って今回の対応をされているということで、そのようにやっぱり住民の立場に立ってしなければいけないというふうに私は思っておりますので、その立場でよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○岩崎委員長** 御意見ですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** それではないので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時03分 休憩**

**午前11時05分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から2件の報告がございます。

がいなロード（米子駅南北自由通路）及び駅南広場の管理について及び米子駅南駐車場・駐輪場の管理及び料金設定に係る方針については、関連しておりますので一括して議題といたします。

当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

**○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** それでは、がいなロード（米子駅南北自由通路）及び駅南広場の管理について御説明させていただきます。お配りしております資料を基に御説明させていただきます。

がいなロード、それから駅南広場につきましては、この資料の上段にも書いてあるとおり、供用開始後は米子市道として管理していくこととしておりますが、一般的な道路とは異なりまして、駅利用者を中心とした多くの利用が見込まれることや、エスカレーターやエレベーターといった機械設備、それから駐車場・駐輪場が駅南広場に整備されるということもありまして、供用開始後は良好な歩行環境の維持と、それから利用者の利便性とい



うところを図っていく必要があると考えておりまして、供用開始後の管理について御報告をさせていただきます。

管理については資料太字の二重線で区分ちょっとさせていただいておりますが、駅南広場に整備します駐車場と駐輪場、それと、それ以外の部分のがいなロード、それから米子駅南広場の部分というところで、ちょっと区分して考えさせていただいております、駐車場、それから駐輪場につきましては、建設企画課で所管しております駐車場特別会計による運営を考えており、それ以外の部分については、ほかの市道と同様に道路整備課での所管というふうに考えております。資料の裏面のほうに南北自由通路の整備事業の計画概要図の中で、青の点線の範囲で道路整備課が所管する部分、それから、赤の点線で建設企画課が所管する部分というところで、駐車場と駐輪場になりますけれども、区分しておるので、そちらもちょっと参考に見ていただければと思います。

駐車場・駐輪場の管理につきましては、後ほど建設企画課のほうから詳細について御説明をさせていただきますが、都市整備課のほうから、それを除く部分のがいなロード、それから駅南広場の管理について、お配りしております資料で説明させていただきます。

資料表面に太字二重線でがいなロード及び駅南広場（駐車場・駐輪場を除く）という項目のところで、丸印で記載しておりますが、まず、日常的に業務委託によりまして、通路、それからトイレといった施設や、駅南広場の清掃を実施していくように考えております。また、がいなロードにはエレベーターやエスカレーターといった機械類が整備されますので、これらの定期的な点検なり、保守なりっていうところも別途委託によりしていくことと考えております。その他管理に関する経費といたしまして、保険料ですとか、それから電気代、水道代といった光熱水費といったところを見込んでおりまして、これらを含めまして管理の内容と、それから経費については、資料中段の表でお示ししているとおりでございます。これらの経費につきましては、道路整備課所管の今ございます街路維持事業というの中で、令和5年度から予算計上を予定しておるところでございます、この見込額の欄で書いてあります。R5が令和5年度の見込み、それから、令和6年度以降がそれ以降というところで、令和5年のほうが金額が下がっているのは、供用開始が今令和5年8月というところを予定しておりますので、ちょっと来年は期間が短いということもございまして金額が下がっているということでございます。それから、表の下の段に米印で記載しておりますが、管理業務のうちの清掃業務委託につきましては、現在、駅北広場においても同様に年間を通じて清掃業務を委託しておりまして、令和6年度以降は駅北広場も、それからがいなロード、駅南広場についても通年で清掃していくこととなりますので、これらを合わせて包括して業務委託を考えているところでございます。

次に、駐車場、それから駐輪場の管理等につきましては、建設企画課のほうから御説明させていただきます。

**○岩崎委員長** 岡島建設企画課総務担当課長補佐。

**○岡島建設企画課総務担当課長補佐** では、米子駅南駐車場・駐輪場の管理及び料金設定に係る方針について御説明いたします。

もう一つの3ページになる資料を御覧ください。まず、施設の概要についてでございますが、駅南広場の中に整備されます駐車場と駐輪場でございます、まず、米子駅南側からのパーク&ライドによる駅利用者の駐車・駐輪スペースを確保するものでございます。

また、駅の北側にあります米子駅前地下駐車場・駐輪場と一体的な管理を行いまして、かつ同一の料金設定、共通チケットを相互利用できる環境を整えることで、自由通路を生かしました南北相互の駅利用者の利便性の向上を図りたいと考えております。また、施設の規模でございますが、駐車場が29台、駐輪場のうち自転車が142台、原付を含む自動二輪が6台、いずれも機械式の24時間稼働で、令和5年の8月の供用開始の予定でございます。

次に、管理についてでございますが、供用開始後は駐車場事業特別会計での運用を考えておりまして、指定管理者制度の適用を考えております。なお、駅南だけで個別管理をするという考えもございしますが、駅の北側、南側の駐車場・駐輪場を一体的に管理することで利用者の利便性の向上が図れること、また駅南には管理事務所を設置しないことから、定期券などのチケット発行は地下の駐車場管理事務所で行うこと、また緊急時に現地に速やかに駆けつけることが可能であることなどの理由から、地下駐車場・駐輪場と一体的な管理を行うこととし、現在、地下駐車場・駐輪場の指定管理者である株式会社大幸電設を非公募で指名指定を行う方針で今後事務を進めてまいりたいと考えております。その期間についてでございますが、現在の地下駐車場・駐輪場の指定管理期間であります令和8年度までといたしまして、令和9年度からは万能町駐車場、地下駐車場・駐輪場と駅南を合わせまして、同一の指定管理者の公募を考えております。なお、令和8年度までの管理業務の範囲や使用許可事務の代行、利用料金制度の採用につきましては、いずれも現在の地下駐車場・駐輪場と同じ条件と考えております。

次に、料金設定でございますが、原則として地下駐車場・駐輪場と同一料金と考えております。一方で同一とならない箇所がありまして、その設定は駅南は24時間稼働でございますが、駅前の地下駐車場・駐輪場は午前零時から5時の入退室ができないというところがございます。その異なる部分から時間設定を24時間稼働の万能町と同一といたします。また、次は、自動二輪、いわゆるバイクでございますが、その料金設定が地下駐輪場にはありませんで、駅南のみとなってまいります。原付と同じ区画に駐輪をすることから、原付の料金と同一料金とするように考えております。あと、もう一つは、駅南の定期券の駐車・駐輪につきましては、当初は学生中心の利用を想定しました自転車のみを受け付けまして、車は利用状況を勘案しながら定期的台数を設定していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、3月に料金設定について条例改正案及び令和5年度の予算案を上程させていただく予定でございます。議決をいただいた後に指定管理者の非公募のスケジュールに基づき事務を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

戸田委員。

**○戸田委員** まず、入り口の問題をお話しさせていただければと思います。先般、メディアで駅北のだんだん広場の移管について県から移管を受けたというような考え方を目にしたんですが、この内容については、私、だんだん広場っていうのは、私、本会議で4回ぐらい質問してます。その答弁の内容については、都市整備部かな、答弁してきておった

んですが、今の説明の中でも清掃業務等、既に今の駅北、駅南、そういうふうな一体性を持って管理をするということなんですが、部長さん、そこで、今、このだんだん広場の県から移管を受けたというような経緯というのは、全くこの委員会で説明されておられない。やはり、一体化構想で駅を一体的に住民に利活用を図っていくんだと、利便性の向上化を図っていくんだと、今の説明の中でも、一体的に、効果的に管理をしていきますよということであれば、やはり、私はだんだん広場の移管経緯について、今後の在り方についても御説明をいただかねば私はいけないなというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。

**○岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 委員おっしゃいますだんだん広場の今回の新聞報道にも出ました県からの管理に係る移管の件でございますけども、これは本来でありましたら総務政策委員会で12月に総合政策部が説明したんですけども、あわせて、都市整備部としても皆様方の委員会のほうに当然説明をすべきものだったと今さらながらに反省しておりまして、私としまして、今後はこういうことがないように、実はちょっと総合政策部長のほうとも協議をいたし、今後のそういった対応というのも現状で協議はしておりますけども、今ちょっとこの場をお借りしまして、今のだんだん広場の移管になった経過について、私のほうからちょっと説明のほうさせていただきたいと思っております。

すみません、そうしますと、先ほどの資料の中で、がいなロード及び駅南広場の管理についてという資料の裏に、ちょっと平面図がついてると思うんですけども、こちらをちょっと参考までに見ていただければなと思っております。タイトルが米子駅南北自由通路等整備事業計画概要平面図ということでございますけども、この図面の下側、今の現状の米子駅の正面玄関側ですけども、こちらが北広場と呼んでおりまして、この図面でいきますと、一番左側、ここが米子の郵便局ということですけども、この隣がだんだん広場ということで今設置されております。この北広場に隣接いたしますだんだん広場は、米子駅周辺の活性化ですとか、歩いて楽しいまちづくりの実現に向けた拠点としての役割、こういうものが期待されておることから、だんだん広場をいかに有効に使うかということは大きな課題でございます。また一方で、だんだん広場はJRの指令ビルも含めた一体的な開発というのが望ましいということを以前検討会のほうで御進言いただいております。列車指令ビルとの一体の開発ということで本市のほうも御説明申し上げたという具合に思いますが、ただ、この列車指令に関するビルにつきましては、機器の耐用年数もございまして、当分の間は今の形のまま活用をしていくことを本市としては想定している状況でございました。そこで鳥取県が所有しておりますこのだんだん広場でございますが、これをより使いやすくするために、鳥取県から米子市への管理のみの移管という形ではございますが、総合政策部において、以前から鳥取県へ打診をされていたということでございます。このたび南北自由通路、がいなロードの完成の年に当たりまして、鳥取県も御英断いただいて、管理移管という形で話を進めることとなったということでございます。都市整備部といたしましては、現在、だんだん広場が都市公園ということもありますので、この移管の協議が始まる中で、項目の中といたしまして、事前のそういった施設の補修箇所、こういうものの確認などを総合政策部を手助けして現在対応しているところでございまして、この移管が進んでいく中で、今後予算のことですとか、維持管理、許

可の業務などをどこが担うか、こういうことも含めて総合政策部を中心といたしまして話が進んでいくという具合に考えております。現在は、先ほど申し上げましたように、こちらのほうのちょっと手違いのほうもあったと思いますけども、昨年12月議会、総務政策委員会におきまして、米子駅周辺活性化連携会議の報告という形で、だんだん広場の件も御説明されたということでございますけども、今後につきましては、総合政策部、都市整備部、こういうことが連携いたしまして改めてこの協議の結果など、議会のほうに報告することを現在考えております。非常に雑駁で簡単に申し訳ございませんけども、この今回のだんだん広場、これが移管になった経過というのは概略こういう流れでございます。

**○岩崎委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も総務政策委員会、傍聴しとったんですけども、そういうふうな経過でしたけど、ただ、私が思いますのは、今、部長さんの答弁のあったように、二頭政治であってはならない、市民も先般、私、お二人の方々に質問受けました。あれだけ広い広場があって、何にもせんだかや、戸田さんと。そうではなくて、私たちもだんだん広場の利活用、駅の一体構想についての利活用は提言をしてますよと、ただ、県の所管事務ですのでなかなか難しいであろうということから、今、市に移管があって、これからやっぱりアウトデザインを描いていくんだらうなっていうふうに私思っておるんですけども、やはり二頭政治を進めるよりも、やはり市民に分かりやすく、市民もそれだけ期待してますし、注視をしておる。やはり情報はきちっと流れていく、その中で総務政策でっていう、そこがいかかとかというような御意見もやっぱりあるんです。だから、やっぱり軌を一にして、やはり二頭政治じゃなくて、都市整備部は全部それを所管事務として扱っていくんだというような事務スタンスは、私は持っていくべきであろうというふうに思っています。やはり意思の疎通を図りながらということとはなかなか難しい。いろんな意見があるんでしょうけど、それを吸い上げて一つの部が大きな事業として推進していくというのは、私は在り方ではなかろうかなというふうに思いますけども、これは私の意見として伺っていただければなというふうに思います。それで、本題に入ります。答弁は要りません。考えていただければ十分だと思いますが、やっぱり答弁いただいております。

**○岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 今回の件につきましては、戸田委員おっしゃられますように、最終的に一般的に考えてですけども、やはり都市公園でございまして、やっぱりこの維持管理を今後進めていく、そういった利便性を踏まえた利活用、こういうものの許可業務とか当たるところは、誰が考えても都市整備部が最終的に受け持つという形になろうという具合に思っております。であるなら、最初から言われるように、都市整備部のほうできちっと今後県と協議していくということを前提にして、この委員会をもって御説明を申し上げることが非常に筋だという具合に今さらながら認識しておりまして、この点につきましては、先ほども申し上げましたけども、八幡部長と二人でちょっと反省して、今後については、議会側とも相談申し上げながら、これからも連携して行っていく事業というのがたくさん出てくると思いますので、そういうことも将来的なものも含めて対応をまたいろいろ協議させていただきたいという具合に思っているところでございます。以上でございます。

**○岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 体制を整備、構築されて、この事業を成就するように頑張っていたければなどというふうに思います。

そこで、もう一つが、料金改定に係る方針についてですが、管理体制の（３）指定管理者の選定について、供用開始から令和８年度までは、非公募により大幸電設を選定することですが、この理由は何ですか。

○**岩崎委員長** 岡島総務担当課長補佐。

○**岡島建設企画課総務担当課長補佐** 非公募とする理由でございますけれども、駅の既に今、令和４年度から８年度まで指定管理を行っております管理者と同一とすることが利用者の方の利便性の向上などにもつながるといふことと、それから、管理事務所が南にはないということなどから、定期券や回数券など、あとは夜間の定額駐車券などの発行も地下の駐車場の管理事務所で行うことなど、それから、緊急のときに駆けつけることができるというところから、迅速な対応を取ることができる。あとは、駐車場についてもそういった利用促進につきまして、広報を一括して実施することも可能ということも考えておりました、非公募で同一の指定管理者をとるというふうに考えております。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 従前は令和４年度からこの業務の指定管理はもう契約しておるといふことですか。

○**岩崎委員長** 岡島担当課長補佐。

○**岡島建設企画課総務担当課長補佐** 駅南につきましては契約はしておりませんでして、今は万能町駐車場、駅地下の駐車場と駐輪場につきまして、令和４年度から８年度までの指定管理として契約をしております。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしますけれど、駅南も同一業者のほうが市民サービスが円滑にできるんだらうという観点なんでしょうけれども、指定管理者の選択の方針からいけば、何か釈然としない部分もありますよね。同一業者が今やっておられるから同一業者のほうが利便性があるんだらうと、非公募にした理由って、しかし、非公募の理由って私弱いと思うんですよね。非公募にするに当たっての大きな前提理由、今述べられたけれども、本当にその指定管理者の制度に対して十分にクリアできるかどうかというこの観点は検証されたんですか。

○**岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 戸田委員おっしゃいますように、我々といたしましても、今回提案させていただいた手法のほかに、この次の公募までの期間を全く別の事業者に対して発注するというのも併せて考えてこれまでできました。今の指定管理者のほうを担当しております総務部のほうとも検討する中で、やはり今回につきましては、先ほど担当課長補佐が申しあげましたように、やはり米子駅の現在の地下駐車場と、今度できます新しい駅の南側に造ります駐車場については、やはり市民の利便性というものを第一に考えたやり方を選択すべきだらうということで、今おっしゃられることも検討の中の一つとして含めながら、やはり一体的な運用する上でのそういったチケットの発行ですとか管理の迅速性、そういったものの一体的な運用ということに利益があるという具合に我々としても判断いたしまして、今回の指定管理の適用という形を提案をさせていただいたというところでござ

います。

**○岩崎委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は、ちょっと考えるとすれば、今やってもらっておる業者さんがきちっとやっておられるので付随してやってもらえばいいがなというような軽易な発想で私はいかかなものかなと思うわけですね。だから、そこに今の業者さんがやっておりますながら、なおかつ、南の業務をやっていただいても市民サービスの低下にはつながらない、なおかつ、市民サービスの向上を図れるんだという観点で選定をされていけば私は了とするんです。やはり、そういうふうなところも市民の方々も注視していますので、その辺のプロセス、手続というのは、十分に今後の業務執行に当たっても検証していただきたいと、これは要望しておきたい思います。終わります。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

中田委員。

**○中田委員** 内容的にはよく分かりましたけども、例えば南の駐車場の29台って、このスペースから割り出さないかんのか、ちょっとこの29台というのはよく、何で29台なのかっていうところなんですけど、というのが、どういう質問かといいますと、とにかくこの米子市の駐車場事業っていろいろ過去から指摘されている、今後どういうふうに入収を確保していくのかという事業ですね。そうすると、要するに南側にさらに要は駐車場スペースを確保して、要するに経営規模として増えるわけですね。そうすると、そこが損益分岐点も含めて、経営規模としてこの駐車場台数を増やすっていうことに対しては、一定程度の何か練り込みというか、検討の上でこういうはじき出されているような、要するに経営に対して好循環を生むような規模として捉えられているのか、その辺についてお伺いしときたいんですけど。

**○岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** これは、中田委員がおっしゃられます経営というものを一つの軸として考えて、この台数を割り出したのかどうかっていうことは非常に重要なことだという具合に思いますが、今回のこの29台につきましては、駅周辺の民間の事業者が行っておる駐車場事業と全体を合わせて、まだ米子駅の周辺として不足しているだろう台数をちょっと名前忘れましたが、以前、検討を都市整備部のほうでやっております、それをベースにして駅南として現在の台数にプラスして29台という自動車の駐車場の必要だという、その結果を基に今回はこの台数を作成したと。あわせて、この自転車につきましても、同じ検討資料の中で割り出しを行ったということで、確かに現在の駐車場経営というものを見てやったのかという御意見でございますけども、決してそれで現在のところやっているわけではなくて、駅周辺の民間も合わせた全体のそういった駐車場ですとか駐輪場の必要台数ということで、不足しているものを継ぎ足したというような状況だったと思っております。

**○岩崎委員長** 中田委員。

**○中田委員** 前から今の地下駐の議論するときもですけど、道路のどっちかっていうと附帯設備としての渋滞緩和とか、駅前の、そういった設備だということで、いつでも要は駅前周辺であちこち行く人の何にも対応できる駐車場とはちょっと考え方が違うわけですね、そもそも。それで、何でこんな言い方するかといいますと、駅地下駐も含めてこれ

一体的にやっっていくってということと、パーク&ライドとか一番最初の資料に書いてあるとおりだと思うので、その目的に沿った駐車場という位置づけの中で、今後の駐車場を健全経営にどう持っていけるかっていう議論も一方ではしていかなきゃいけないので、南側は今、例えば新たな再整備を図る米子駅目久美の道路の周辺環境にどんな事業者が張りつくかとか、周辺にどんなものが出来上がっていくのかによっては、駐車場事業っていても違ってきますよね。だから、それはあの土地の感じからいくと、これは臆測でしかないですけど、民間でも駐車場を造っていく可能性だってあるわけですよ。そういった中でちゃんと目的をきちっと踏まえた米子市の駐車場として捉えていかないといけないんじゃないかなっていうちょっと思いがあったもんですから、こういう質問をしました。とりわけ今の駅地下駐が零時までなので、ですから、余計この24時間は、実は最終のやくもが23時五十何分とかに着くやつがあるわけですよ。それで帰ってくると地下駐に間に合わんじゃないかと、例えば冬季列車が遅れたらとか、いろんな心配事があるってどこに止めておくかっていうのは、今、実はあるんです。ですから、本当は駅前地下駐も零時で区切らずに零時10分とかで区切ってほしいなっていうか、要は最終列車に合わせてほしいなっていう思いが実はあるんですけど、利用者からすると。そういった面でも安心して24時間の駐車場があると、こちら側の29台分がある意味、万能町と同じように割と収益性が維持できるような駐車場として機能していくっていうことは、私、とてもいい経営効果にもいい影響を出すんじゃないかと思って期待してるもんで、そこら辺で、ただし、先ほど言いましたように、どういう駐車場なのかという考え方をきちっと持った上での駐車場運営で、ぜひ実行していただきたいというふうに思っておりますけど、その辺いかがですか。

○**岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 誠にそのとおりだと思ってまして、この米子駅の地下駐も含めた地下駐車場の経営につきましては、もう委員の皆さんも含めまして、米子市議会のほうからも常に注目をされていて、非常に悪い経営状態であるということをも十分理解しておる中で、今回新たに、この29台と自転車も142台ですか、こういうものを改めて引き受けるとい形になるわけですけども、やはりこれにつきましては、当然地下駐も同じですけども、赤字の解消ということはすごい重要な問題だという具合に認識しております。やはり、この新たにできますこの29台っていうのは、中田委員もおっしゃいましたように、24時間の営業形態だということもございまして、今後非常に利用がどうなっていくのかということも、我々としてもちょっと注視しながら、地下駐をないがしろにするわけではないんですけども、やはり一つの非常に使い便利がいいこのスペースをやはり今後の経営に十分生かして行って、少しでも赤字が埋まるように我々としても頑張っていきたいという具合に改めて思っているところでございます。

○**岩崎委員長** 中田委員。

○**中田委員** これで最後にしますが、地下駐の場合はイニシャルコストのところは重くのしかかってきた部分が影響してるので、そことどう切り離して考えていくかということで考えると議論がむちゃくちゃになるような気がしますんで、とにかく今あるもののランニングについては、いい効果を生むようにぜひお願いしたいと。一つだけ、管理事務所を南側には置かずに駅の現在の地下駐のところの管理事務所っていうことで、一つだけぜひ

検討していただきたいのは、実は私もあそこよく使うので、プリペイドをよく購入してしょっちゅう利用してるんです、地下駐車場。管理事務所のところ地下1階のところプリペイド買いに行くときってというのが、どうしても面倒とは言いませんけど、利用した際について買って置くことをするのでいいんですけど、この南側をしょっちゅう利用されてる方にとって、あそこまで行くっていうことで、定期なんかの申込みとかそういうのはいいんですけど、僕はプリペイドぐらい何で自動販売機でできんだあかって、例えば思ったりするわけですよ。それで、何かもっと簡易にプリペイドが買えるような形が指定管理者のほうでも検討してくれないかなって実は思ってて、今はもうスタートして令和8年まで契約期間があるので、今後に向けてはそういう南側を利用する方たちの利便性というか、そういったことの中に、そういうプリペイドカードの発行とか、そういったことも少し検討材料の中には入れていただきたいなということ、これは要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩崎委員長 隠樹都市整備部長。

○隠樹都市整備部長 要望は確かに受け止めました。実は前もちょっと提案したことがあると思うんですけども、地下駐の駐輪場のゲートも自動ゲートにっていうようなことも検討しております、中田委員がおっしゃいますプリペイドカードの、そういった販売機も含めて、次回の指定管理、これを検討する中で、我々としてもそういった機器の面も一緒にちょっと検討させていただいて、本当にどうすればやっぱり市民の皆さんの利便性の少しでも向上につながるのかということを考えながら運営のほうをしてまいりたいという具合に考えます。

○岩崎委員長 ほかありませんか。

門脇委員。

○門脇委員 私のほうからは、米子駅南駐車場・駐輪場のこの料金設定に係る方針、このことについてちょっとお伺いしたいと思いますけど、施設の概要のところの(1)目的で、この米子駅南側からのパーク&ライドによる云々とうこうありまして、駅南北の相互の活性化に寄与すると、こういってございまして、非常にいいことだなと思ってずっと内容も見ております。料金のことにつきましては、従前から言われてますように、中田委員も先ほど言われましたけれども、なかなか経営状態が苦しいということの中で、利用される皆さんが利用しやすい料金設定にされているということは重々承知して質問するわけですけども、まず、今の現状は、駐車場、昼間最大料金1,000円、夜間最大駐車場500円と、これ丸1日止めたら1,500円になると理解してよろしいんでしょうか、それとも1日の設定っていうのは今の段階ではないんでしょうか、どちらでしょうか。

○岩崎委員長 岡島担当課長補佐。

○岡島建設企画課総務担当課長補佐 今は24時間で1,500円というふうに設定しております。

○岩崎委員長 門脇委員。

○門脇委員 この料金設定、例えば米子駅ではなくて近隣の駅の駐車場の料金設定とか、そういうのは調査されたことはございますか。分かりますか。

○岩崎委員長 岡島担当課長補佐。

○岡島建設企画課総務担当課長補佐 実は令和3年の9月から料金改定を行ったときに、



こういった設定なども少し調整しているんですが、そのときに駅の北側の近隣のこういった駐車場料金につきましては調査を行っております。確かに24時間1,500円よりも安いところも実際あったりするんですけども、やはり、今は駅に直結しているという理由などから、利便性もかなり駅利用者の方にとってはかなり便利だということもありまして、こういった昼間は1,000円、夜間は最大500円というような設定をした次第でございます。

**○岩崎委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 実は、私たち議員は、年に何回か行政視察とか行くんですけども、そのときJRやくもを利用して行きます。車で米子駅行こうとすると、なかなか今の状況で、例えば駅の駐車場とか止めようと思うと、大体2泊3日で行くってなりますと、3日間の駐車料金で、今だと4,500円という計算になります。大体みんなで視察行くと、ほとんどの議員の方が伯耆大山から乗られる方が多くて、聞きますと伯耆大山は今1日400円なんだそうですね。そうしますと3日間で1,200円と、この開きがあるものですから、なかなか米子駅よりか伯耆大山から行かれる方が結構おられるということで、一概には比較はできないかもしれませんが、この料金設定に関しては何か御存じのことがあれば、いや、全然違いますよね、駅の地下駐車場と。

**○岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** すみません、ちょっと私の勘違いだったら申し訳ないんですけども、伯耆大山の駅の正面の奥にある舗装をされていないところに止めるやつですね。実は私もあそこをよう使わせていただいてまして、JRで列車を使って旅行に行かれるときに、何か一緒に申込みっていうか、買うと、止めていいですよっていうような券がもらえて、あそこへ止めるみたいな感じだったように記憶しております、やはりあくまであそこは電車を利用する方ということで、JRが特別にあそこを利用者の駐車スペースとして提供している部分で、やっぱり会社の利益っていうのがやっぱり上がるっていうこともございますんで、JRとしては駐車場をそういった低料金で使っていただけますよっていうことをおまけではないですけど、つけて列車の利用者の増大につなげておられるという具合に思っておりますので、やっぱり駅の地下駐とはちょっと性質の異なるものだという具合に認識しております。

**○岩崎委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今、御説明いただきまして、そういうような状況だということが分かりましたけども、実際にそういう価格設定がされていて、今、説明の中であった、これから駅周辺のにぎわいとか駐車場を利用してもらうのにパーク&ライド、この方針が出された中で、1日の料金設定がないということですので、なかなか伯耆大山のようにはならないかもしれませんが、そういうところもあるということ踏まえて、1日の料金設定とかに少しでも反映していただければ、また駅の駐車場、それに付随して駅の利用者の方も増えていくんじゃないかなと思っておりますんで、少し検討してみてください。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 職員さんが南側のほうは管理事務所がないって言われたんですけども、まるっきり南側のほうは、何か掃除だとか管理するような施設っていうのは造ってはなかった

んですか。私もちょっと細かくは見てなかったんですけど。

○岩崎委員長 本干尾米子駅周辺整備推進室長。

○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長 南側の駐車場と駐輪場につきましては、基本的に無人での機械対応ということで、今整備をする予定にしておりまして、あと、それ以外の管理をする施設ということになると、冒頭にちょっと申し上げた、いわゆる清掃、広場ですので、どちらかというところとごみ拾いとかが中心になるのかなと思ってますけども、そういったものとか、植栽の散水とか、そういった程度の管理というところで考えている、日常的な管理としては考えているところでございます。

○岩崎委員長 国頭委員。

○国頭委員 北の管理事務所で管理をするということなんですけど、今後は考えられるかもしれないけども、やはり何か機械でも何かトラブルがあったときには北側から行くってことになるんで、清掃にしても維持管理にしても、全部北側から持っていかなきゃいけないとか、掃除用具にしても、ということになると、管理側からすると大変なところもあるのかなと思って、管理する側の人たちのそういったものもまだ今からどう変更できるのか分からないですけども、そういったところの観点を見ながら南側もちょっと考えていただきたいなと思った次第でして、これは要望ということでは言わせていただきたいと思えます。

○岩崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岩崎委員長 それではないので、以上で全ての報告案件が終わりました。

これをもちまして、都市経済委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 49 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 岩崎 康 朗